

コア連携事業所について

令和6年度の制度改正により、セルフプラン利用者で複数の事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）を併用している場合に、適切なコーディネートを進める「コア連携事業所」（詳細は裏面参照）を選択できるようになりました。
コア連携事業所を定める場合は次の手続きをお願いいたします。

◎手続き方法

「事業所間連携加算 申込書」に必要事項を記載し、市障がい福祉課に提出をお願いいたします。特に提出期限の定めはなく、随時受付しています。

◎コア連携事業所の選定

次のことを参考に選定してください。

- ・信頼している事業所
- ・利用頻度が一番多い事業所
- ・上限管理事業所 など

※保護者様が希望する事業所に、市からコア連携事業所の依頼をします。

しかし、必ずしも希望する事業所がコア連携事業所を担えるとは限りません。

◎コア連携事業所の決定

コア連携事業所からの承諾を得た後、市から保護者様とコア連携事業所に、「セルフプラン」及び「事業所間連携加算確認書」の写しを送付します。

◎利用者負担額

必要な連携や情報共有を行うことで加算が発生し、負担上限月額範囲内で利用者負担が生じます。個々に異なりますので、詳細は市にご連絡ください。

問い合わせ先：障がい福祉課障がい福祉担当

電話：0467-70-5623

コア連携事業所とは？

コア連携事業所を決めることで、事業所間の連携を図り、サービスの適切なコーディネートを進めます。

対 象 者

次の2つに該当する方

- ・ セルフプランを利用している方
 - ・ 複数の事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）を併用している方
- ※同一法人のみの利用は対象外です。

役 割

- ・ 事業所間での日常的な情報共有
- ・ 事業所間での定期的な会議を開催
- ・ 利用児童の状態、支援状況等の共有
- ・ 保護者に対する相談援助 など

